

(仮称)港区犯罪被害者等支援条例の制定に向けた基本的考え方について

(仮称)港区犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、条例に盛り込むべき内容を整理し、基本的考え方を定めました。

1 背景

犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害にとどまらず、犯罪被害によるPTSDなどの精神的後遺症に悩まされ、さらに、治療費の負担等の経済的な被害や、周囲の無理解、配慮に欠けた言動、インターネット上での誹謗中傷等による二次被害にも苦しめられることがあり、日常生活が困難になるケースが少なくありません。

国は、犯罪被害者等基本法に基づき、地方公共団体による施策の推進を求めており、東京都も区市町村における条例制定を推進しています。

現在、区では、人権・男女平等参画担当が、犯罪被害者等支援における総合的対応窓口を担い、東京都等の支援事業に適切につなげる支援、区内の警察署と連携した啓発、港区立男女平等参画センターのリーブラ相談室等における相談対応を実施しています。

今後、区民に最も身近な基礎自治体として、犯罪被害者等の日常生活における困難を軽減するための区独自の支援策を充実させるとともに、犯罪被害者等が置かれる状況への理解や二次被害の防止について、区民、事業者、学校、関係団体等とともに地域全体で取り組むことにより、万が一犯罪被害に遭っても、安心して周囲のサポートを受けながら港区で暮らし続けることができるよう、新たな条例を制定します。

2 条例制定の意義

区が犯罪被害者等への支援に継続的かつ組織的に取り組むためには、区の責務及び支援の基本方針を条例として明確に位置付けることが必要です。条例を制定することにより、次の意義があります。

(1) 犯罪被害者等支援を継続的かつ総合的に推進する基盤を整備

区の責務及び支援の基本方針を明確化することにより、犯罪被害者等支援を継続的かつ総合的に推進します。

(2) 地域社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成

犯罪被害者等が置かれる状況や支援の必要性について区民等の理解を促進し、地域社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成を図ります。

(3) 犯罪被害者等が安心して暮らし続けられる地域社会づくりを推進

相談支援、生活支援及び理解促進の取組を総合的に推進し、犯罪被害者等の不利益の軽減及び回復を図るとともに、安心して暮らし続けられる地域社会づくりを進めます。

3 基本的考え方の検討経過

基本的考え方の検討に当たっては、令和8年1月から（仮称）港区犯罪被害者等支援条例在り方等検討委員会を設置し、犯罪被害者等支援に関する学識経験者（大学教授、弁護士）、支援機関（警視庁、東京都、公益社団法人被害者支援都民センター）の職員、犯罪被害者等の当事者、港区社会福祉協議会、民生委員・児童委員から意見を伺いながら検討を進めました。

4 条例の基本的な内容

条例においては、別紙に記載のとおり、「犯罪等」、「犯罪被害者等」等の用語の定義、基本理念、区、区民等、事業者及び学校等の責務、犯罪被害者等への支援に関する基本的事項等を規定します。

また、犯罪被害者等への支援を総合的に実施するため、総合支援窓口の設置、関係機関等との連携、支援体制の整備、人材の育成、理解促進及び啓発活動等について規定するとともに、犯罪被害者等が不安なく地域で暮らし続けることができるよう、必要な施策を総合的に推進します。

5 施行（予定）日

令和9年4月

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年10月上旬～10月下旬

パブリック・コメント

11月

第5回（仮称）港区犯罪被害者等支援条例在り方等検討委員会

総務常任委員会

（パブリック・コメントの結果報告）

令和9年 2月

令和9年第1回港区議会定例会（新規条例）

①目的

- ・犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定める。
- ・区、区民等、事業者及び学校等の責務を明らかにする。
- ・犯罪被害者等が必要とする支援施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が被った不利益の軽減又は回復を図る。
- ・犯罪被害者等の尊厳が守られ、万が一犯罪被害に遭ったとしても、不安なく暮らし続けることができる地域社会を実現する。

③基本理念

- ・犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ・区、区民等、事業者、学校等及び関係機関等がその責務又は役割を果たしながら、相互に連携・協力して、犯罪被害者等を支援する。
- ・犯罪被害者等が不安なく地域で暮らし続けることができるよう、支援施策は途切れることなく行われるものとする。

④区の責務

- ・基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に係る施策を策定・実施する。
- ・犯罪被害者等の円滑な支援のための体制整備に努める。
- ・犯罪被害者等が置かれる様々な状況を十分に理解し、寄り添った支援を行う。

⑨犯罪被害者等への支援

区は、犯罪被害者等に対して以下の支援を行う。

- ①犯罪等に起因する相談に関する支援
- ②経済的負担の軽減
- ③日常生活又は社会生活への支援
- ④その他区長が必要と認める支援

⑩人材の育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、総合支援窓口の相談員及び支援に携わる職員を育成するための研修、その他必要な措置を講じ、区の職員全員で犯罪被害者等を支援できるよう、研修を実施する。

⑭意見の反映

区は、区が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策について、犯罪被害者等及び区民等からの意見を反映するよう努める。

⑮-1個人情報の適切な管理

区及び区の職員は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

⑫理解の促進・啓発活動

区民等、事業者及び学校等が犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めることができるよう、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を講ずる。

⑧総合支援窓口の設置

- ・条例に規定する支援を総合的に実施するための総合支援窓口を設置する。
- ・十分な知識、経験を有する職員を配置する。

⑪関係機関等との連携・支援体制の整備

犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けられるよう関係機関等との連携に努める。

⑮-2個人情報の適切な管理

区は、関係機関等の職員（前項の職員を除く。）に対し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

⑬運用方針の策定

⑤区民等の責務

犯罪被害者等の状況、支援の必要性について理解を深める。

区の支援施策に協力する。

二次被害が生じないよう配慮する。

犯罪被害者等が地域で孤立することがないように努める。

雇用関係にある犯罪被害者等に対し、安心して就労を継続できるよう必要な支援を行う。

在籍する幼児、児童、生徒又は学生が犯罪等により被害を受けたときは、当該児童生徒等が安心して教育等を受けることができるよう、その学校生活等について適切な配慮をする。

⑥事業者の責務

⑦学校等の責務

犯罪被害者等

関係機関等

国、東京都、警察、犯罪被害者等への支援に係る団体等

②定義

- ①犯罪等：犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等※
 ※犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
 ②犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者、その家族又は遺族、その他これらに準ずる者として区長が認める者
 ③区民等 ④事業者 ⑤学校等 ⑥二次被害 ⑦再被害 ⑧関係機関等